

# 愛媛県旅費審査等業務委託契約書

(案)

- 1 委託業務名：愛媛県旅費審査等業務
- 2 委託金額：¥ \_\_\_\_\_  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ \_\_\_\_\_)
- 3 委託期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 契約保証金： \_\_\_\_\_

愛媛県（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下、「乙」という。）は、上記業務の委託契約について次の条項により業務委託契約を締結する。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

## (総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書（頭書及び別記を含む。以下同じ。）に基づき、別添の仕様書及び個人情報取特記事項（以下「仕様書等」という。）に従い、この契約を誠実に履行しなければならない。

2 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

## (契約の効力の遡及)

第2条 この契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が委託期間の開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該委託期間の開始日から生ずるものとする。

## (権利の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

## (再委託の禁止)

第4条 乙は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

## (業務遂行上の責任者)

第5条 乙は、委託業務に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に通知するものとする。

## (業務の調査等)

第6条 甲は、必要があると認めたときは、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることが

できるものとする。

#### (履行終了の通知)

第7条 乙は、毎月の委託業務が完了したときは、遅滞なく、業務完了報告書（別紙様式1）を提出しなければならない。

#### (検査)

第8条 甲は、前条の規定による業務完了報告書を受領したときは、直ちに業務完了の確認を行うものとする。

#### (委託料の支払)

第9条 委託料の支払いは年12回とし、1回あたりの支払額を\_\_\_\_\_円（うち消費税及び地方消費税\_\_\_\_\_円）とする。ただし、委託料総額を12で除して、端数が生じる場合は、第1回目の支払時で調整する。

2 乙は、毎月、第8条の業務完了の確認を受けた後、遅滞なく委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、乙からの正当な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

#### (支払の遅延)

第10条 乙は、甲の責めに帰すべき理由により、第9条の規定による委託料の支払いが遅れた場合は、甲に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。ただし、その額が100円未満であるときはその全額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数の金額を切り捨てる。

#### (契約保証金の還付等)

第11条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第7条の規定により業務完了の確認を受けた後、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

#### (委託業務内容の変更)

第12条 甲は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

#### (事情変更)

第13条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約を変更することができる。

#### (損害の賠償)

第14条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (損害による必要経費の負担)

第15条 委託業務の処理により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由により損害が生じたときの必要経費は、甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して決めるものとする。

#### (甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 正当な理由なく業務に着手しないとき。
- (3) 委託期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 業務の実施に関し不正の行為があったとき。
- (5) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。
- (6) 乙又は乙の役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

3 第1項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として乙から徴収するものとする。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

4 乙は、第1項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

#### (その他の甲の解除権)

第17条 甲は、前条第1項に定める場合のほか必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、この契約を解除することができる。

#### (関係書類の整備及び保管)

第18条 乙は、委託事業の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

#### (守秘義務)

第19条 乙は、本委託業務を受託するにあたり、次の事項を遵守する。

- (1) 委託業務を実施するにおいて知り得た秘密を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- (2) 個人情報保護の重要性を十分認識し個人情報保護法、及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守して、適正かつ厳格な管理を行わなければならない。
- (3) 前2項の規定は、この契約の満了又は解除後も効力を有する。

#### (セキュリティポリシーの遵守)

第20条 乙は、愛媛県情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、その内容を業務従事者に周知し、遵守させなければならない。

#### (変更の届出)

第21条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

#### (法令等の遵守)

第22条 乙は、雇用者及び使用者として労働関係法令等に規定されたすべての義務を遵守するとともに責任をもってこれを履行しなければならない。

#### (資料等の管理)

第23条 乙は、この契約による委託業務を処理するために甲から貸与された資料、情報及び機器等を、善良なる管理者の注意をもって管理保管し、かつ委託業務以外の用途に使用してはならない。

2 乙は前項に規定する資料、情報及び機器等を、委託業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

**(事故等の報告)**

第24条 乙は、甲から貸与された資料、情報及び機器等及びその管理するデータ等の漏えい、紛失（盗難を含む。）、滅失、改ざん、き損その他の事故が発生した場合は、直ちに事故の拡大の防止、復元、改修等の措置を講ずるとともに、事故等の概要を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

**(成果物の帰属)**

第25条 委託業務の成果物及び資料に関する権利は、全て甲に帰属する。

**(管轄裁判所)**

第26条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**(契約外の事項)**

第27条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

令和8年4月1日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県知事 中村 時広

乙 住 所  
商号又は名称  
代表者

## 個人情報取扱特記事項

## (基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

## (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

## (保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

## (安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

## (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

## (複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

## (再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第 8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第 9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第 10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

別紙様式 1 (第 7 条関係)

業務完了報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

印

年 月の委託業務を完了しましたので、愛媛県旅費審査等業務委託契約書第7条の規定により業務完了報告書を提出します。

本件責任者(職氏名・連絡先)	
担当者(職氏名・連絡先)	

代表者印の押印を省略する場合は、

- 本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入してください。
- 甲(県)の事務担当者及びその上席者並びに乙の事務担当者的上席者を宛先(Bcc は不可)として電子メールにより提出してください。

責任者とは、支店長や営業所長など社内において権限の委任を受けた役職員を指します。

担当者とは、本取引に関する事務を担当する者を指します。

年 月 日

愛媛県知事

様

事業所の所在地  
事業所の名称  
代表者職氏名

印

個人情報の安全管理措置に関する報告

令和 年 月 日付けで契約を締結した愛媛県旅費審査等業務委託契約書の別記第4の2及び4に基づき、個人情報の安全管理措置について次のとおり報告します。

記

1 責任者及び従事者について

責任者 :  
従事者 :

2 個人情報漏えい時の報告・連絡体制について

3 個人情報の管理について

(1) 管理場所 :  
(2) 管理方法 :

4 個人情報の管理に関する検査について

(1) 検査時期（内部）：令和 年 月 予定  
(2) 検査項目（内部）：事故の有・無

なお、事故とは、次の事象をいう。

使用デバイスの紛失、盗難、情報の流出、不正アクセス、情報の機密性、完全性または可用性を侵害する事象

(3) 検査の結果、個人情報の管理に不備があった場合の対応：

関係法令及び個人情報取扱特記事項のとおり対応を実施いたします。

本件責任者(職氏名・連絡先)	
担当者(職氏名・連絡先)	

代表者印の押印を省略する場合は、

○本件責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入してください。

○甲(県)の事務担当者及びその上席者並びに乙の事務担当者的上席者を宛先(Bccは不可)として電子メールにより提出してください。

責任者とは、支店長や営業所長など社内において権限の委任を受けた役職員を指します。

担当者とは、本取引に関する事務を担当する者を指します。